## 第五次循環型社会形成推進基本計画 ~循環経済を国家戦略に~ 概要

## 第五次循環型社会形成推進基本計画について①



#### 循環型社会形成推進基本計画(循環計画)とは

▶ 循環型社会形成推進基本法(2000年制定)に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な 推進を図るために定めるもの。概ね5年ごとに、環境基本計画を基本として策定。

# 

第一次計画(2003)

最終処分量の数値目標を設定物質フロー※の考え方の導入

循環利用率·資源生產性·

## 第二次計画(2008)

- ①低炭素社会、自然共生社会との統 合的な取組
- ②地域循環圏の構築
- ③国際的な循環型社会の構築

#### 今回の計画(第五次計画)

- 循環経済への移行を前面に打ち出す
- 気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現にも貢献

将来世代の未来につなげる国家戦略として策定

#### 第四次計画(2018)

環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的向上

#### 第三次計画(2013)

- ①リサイクルに加え、リデュース・リユース にも着目した施策の強化
- ②東日本大震災への対応

## 第五次循環型社会形成推進基本計画について②



#### 改定の背景およびポイント

- ▶ 循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める 取組を一段と強化するためには、従来の延長線上の取組を強 化するのではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経 済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可 能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済 (サーキュラーエコノミー)への移行を推進することが鍵。
- ▶ 循環型社会形成のドライビングフォースとなる「循環経済」 への移行は、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社 会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地 方創生、そして質の高い暮らしの実現にも資するもの。
- ▶ また、循環経済への移行により循環型社会を形成することは、 将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を実現し、地上資源基調の「ウェルビーイング/高い生活の質」 を実現するための重要なツール。
- ▶ こうした認識の下、今回の改定では、循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として本計画を策定。



循環型社会のドライビングフォースである循環経済

ネット・ゼロ・ ネイチャーポジティブ

経済安全保障

産業競争力強化

地方創生・質の高い 暮らし

# 重点分野 2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環



### 目指すべき将来像

	事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環が達成された姿(抜粋)
資源確保段階	·安全な循環資源·再生可能資源の割合をできるだけ高め、枯渇性資源の利用や有害物質の利用を抑制 ·再生可能資源は、自然の中で再生されるペースを超えて利用することがないよう十分に配慮
生産段階	<ul><li>・再生可能資源の使用割合が高まるとともに、再生材利用が促進</li><li>・必要なモノを必要な時に必要な分だけ生産</li><li>・環境配慮設計を行う拡大生産者責任に沿った製品が広がり、こうしたビジネスモデルのブランド価値向上</li></ul>
流通段階	・流通経路の最適化、モノ・サービスの共有を図るシェアリングプラットフォームの構築など <b>新たな技術・システムを</b> <b>用いたビジネスモデル</b> の広がり
使用段階	・サービスに必要な最小限のモノを提供し長期間サービスに必要な機能が発揮できるようモノの点検・リペア・交換・再使用等を行うなど <b>個々の生活者に寄り添い長期にわたり稼いでいくビジネスモデル</b> の広がり
廃棄段階	・技術的及び経済的に可能な範囲で再利用し、再利用できないモノで再資源化可能なモノは再資源化し、 再資源化できないモノでエネルギー回収できるモノはエネルギー回収し、再資源化もエネルギー回収もできな いモノのみ減量化等の中間処理を行った上で最終処分 ・住民の利便性の高い廃棄物回収体制の構築
ライフサイクル 全体	<ul> <li>・持続可能な資源や素材に対する認証とそれに基づくグリーン調達、自主的取組とそれを促進するための経済的なインセンティブ付与、バリューチェーンの循環性指標策定などによる取組の進捗の見える化など多様な手段を組み合わせたライフサイクル全体の最適化</li> <li>・関連事業者間での資源循環に関する情報の適切な共有</li> </ul>